

# ドイツにおけるボランティアを助成するための法律

海外立法情報課 渡辺 富久子

## 【目次】

はじめに

- I ボランティアをめぐる連邦議会の動き
  - 1 背景—非軍事役務の停止
  - 2 第14議会期における特別調査委員会「市民参加の将来」
  - 3 第15議会期以降
- II 青少年ボランティア役務法
  - 1 ボランティア役務とは何か
  - 2 社会活動ボランティア年を助成する法律の主要な改正
  - 3 青少年ボランティア役務の概要
  - 4 青少年ボランティア役務におけるボランティアに対する給付
  - 5 青少年ボランティア役務の費用負担
  - 6 参加者
- III 連邦ボランティア役務法
  - 1 連邦ボランティア役務の概要
  - 2 連邦ボランティア役務におけるボランティアに対する給付
  - 3 連邦ボランティア役務の費用負担
  - 4 課題及び参加者

おわりに

翻訳：青少年ボランティア役務の助成に関する法律

連邦ボランティア役務に関する法律

## はじめに

一般的に、ボランティア活動は、自由意思に基づく公益のための活動であり、法律に基づい

て行われるものではない。しかし、ドイツでは、1964年に社会活動ボランティア年（Freiwilliges Soziales Jahr）の助成に関する法律<sup>(1)</sup>が制定され、青少年が社会福祉施設等で行う社会奉仕活動を助成する枠組みが定められた。この法律で助成される通常1年間の社会奉仕活動を、「ボランティア役務（Freiwilligendienst）」と呼ぶ。この法律は、1993年に制定された環境保護ボランティア年（Freiwilliges Ökologisches Jahr）の助成に関する法律<sup>(2)</sup>と2008年に統合され、青少年ボランティア役務（Jugendfreiwilligendienste）の助成に関する法律（以下「青少年ボランティア役務法」）<sup>(3)</sup>が新たに制定された。青少年ボランティア役務法は連邦法であるが、その事務は州の所管で行われている。

一方、ドイツでは1957年以降徴兵が実施され、良心的兵役拒否者には、社会福祉施設等における非軍事役務が義務づけられてきた。兵役を拒否して非軍事役務を行う者の数は徐々に増えて1990年代後半には13万人を超え、非軍事役務は、実質的に福祉活動を支える重要な担い手となった。だが、東西冷戦の終結を受け、徴兵及び非軍事役務は徐々に縮小され、2011年には停止されるに至った。

それまで非軍事役務が社会福祉施設等において担ってきた労働力供給をどのように埋め合わせるかについて、1990年代終わりから連邦議会や連邦政府において10年以上に及ぶ検討が行われてきた。検討の結果、2011年に、連邦ボランティア役務（Bundesfreiwilligendienst）に関する法律（以下「連邦ボランティア役務法」）<sup>(4)</sup>が制定

(1) Gesetz zur Förderung eines freiwilligen sozialen Jahres vom 17. August 1964 (BGBl. I S.640).

(2) Gesetz zur Förderung eines freiwilligen ökologischen Jahres (FÖJ-Förderungsgesetz – FÖJG) vom 17. Dezember 1993 (BGBl. I S.2118).

(3) Gesetz zur Förderung von Jugendfreiwilligendiensten (Jugendfreiwilligendienstegesetz – JFDG) vom 16. Mai 2008 (BGBl. I S.842).

された。これにより、青少年ボランティア役務と類似の連邦所管の制度が設けられた。青少年ボランティア役務との大きな違いは、連邦ボランティア役務においては、義務教育を修了した者であれば、年齢の上限がなく誰でも参加できることである。

このようにして、現在、ボランティア役務の根拠法として、青少年ボランティア役務法及び連邦ボランティア役務法の2つの法律があり、類似の制度が併存することとなった。ボランティア役務においては、教育的な機能が重視されており、学校を卒業した者が大学入学前又は職業教育を受け始める前にボランティア役務を行うことが多い。また、ボランティア役務は、結果として介護等の社会福祉施設の重要な労働力供給源ともなっている。このため、この制度は、ボランティア役務の制度化を職業教育や労働の補完と関連させた点で、若者の就職難、急速な高齢化等の問題を抱える日本にとっても参考になると思われる。

本稿では、第I章で、非軍事役務を停止することを念頭に置いた1999年以降の連邦議会におけるボランティアをめぐる動きを紹介する。第II章では、青少年ボランティア役務法制定の経緯及びその概要を紹介する。第III章では、連邦ボランティア役務法の概要を紹介する。末尾に、

青少年ボランティア役務法及び連邦ボランティア役務法の翻訳を付す。

## I ボランティアをめぐる連邦議会の動き

### 1 背景—非軍事役務の停止

ドイツでは、1956年に制定された徴兵法<sup>(5)</sup>に基づき、1957年から18～23歳の男子に兵役義務を課してきた。ただし、例外的な場合には、25歳、28歳又は32歳まで召集可能であった<sup>(6)</sup>。良心的兵役拒否者<sup>(7)</sup>に対しては、1961年に施行された非軍事役務法<sup>(8)</sup>により、社会福祉施設等における非軍事役務が義務づけられてきた。

1960年代初めには、非軍事役務を行う者は、宗教上の理由により兵役を拒否した者がほとんどで、その数も数千人であった。この頃は、非軍事役務を行う者に対して「弱虫」というイメージがあった<sup>(9)</sup>。しかし、ベトナム反戦運動や学生運動の影響を受け、1968年以降、政治的な理由により兵役を拒否して非軍事役務を行う者の数が増大した<sup>(10)</sup>。

兵役拒否者の認定手続きが度々修正されて手続きが行いやすくなったこともあり、兵役拒否者としての認定を申請する者及び認定される者の数は、1970年代以降増加の一途をたどった。1990年代

(4) Gesetz über den Bundesfreiwilligendienst vom 28. April 2011 (BGBl. I S.687). この法律は、第17条第3項(2011年7月1日施行)を除き、2011年5月3日に施行された。

(5) Wehrpflichtgesetz vom 21. Juli 1956 (BGBl. I S.651).

(6) 2011年7月1日現在の徴兵法による規定。徴兵猶予や外国滞在を理由として23歳までに徴兵されなかった者は25歳まで、民間人保護若しくは防災の支援員としての役務又は発展途上国支援の役務を行っていたことを理由として23歳までに徴兵されなかった者は28歳まで、職業訓練で得た専門知識を基礎兵役において使うことができる者は32歳まで召集可能であった。

(7) 基本法第4条第3項は、何人も、良心に反して、武器を用いた兵役を強制されない旨を定め、基本法第12a条第2項は、良心上の理由から武器を用いた兵役を拒否する者に対して、代替役務を課することができる旨を定めている。

(8) Gesetz über den zivilen Ersatzdienst vom 13. Januar 1960 (BGBl. I S.10). 非軍事役務については、石井五郎「ドイツ非軍事役務法」『外国の立法』No.217, 2003.8, pp.75-114. を参照。〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000496\\_po\\_21702.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000496_po_21702.pdf?contentNo=1)〉以下、インターネット情報は2012年5月31日現在である。

(9) Bundesamt für den Zivildienst, „Dem Grundgesetz verpflichtet“: Wehrpflicht, Kriegsdienstverweigerung und Zivildienst, 30 Jahre Zivildienstschule Bad Staffelstein, Bad Staffelstein, 2006, S.91.

(10) Patrick Bernhard, *Zivildienst zwischen Reform und Revolte: Eine bundesdeutsche Institution im gesellschaftlichen Wandel 1961-1982*, München: R. Oldenbourg Verlag, 2005, S.1f.

後半には、非軍事役務を行う者は13万人を超え、非軍事役務の制度は、実質的に福祉活動を支える重要な担い手となっていた<sup>(11)</sup>。

ところが、東西冷戦の終結により、2000年代に入ってから国防予算が大きく削られることになり、徴兵及び非軍事役務は次第に縮小され、徴兵と非軍事役務の停止を視野に入れた検討が行われることになった。特に、非軍事役務が停止されることになった場合に、非軍事役務が社会福祉の分野で担ってきた労働力供給をどのように埋め合わせるかについて、1990年代後半から、連邦議会や連邦政府において様々な検討が行われた。

## 2 第14議会期における特別調査委員会「市民参加の将来」

上述の徴兵及び非軍事役務をめぐる議論と並んで、ドイツでは、1990年代後半からボランティア活動全般が「市民参加 (bürgerchaftliches Engagement)」として、注目を集めていた。こ

れは、従来、ドイツではキリスト教の伝統に基づき、福祉分野を中心とした慈善活動が盛んであったが、時代の変化とともにボランティア活動の在り方が変化してきたためである。

連邦議会には、第14議会期(1998-2002)<sup>(12)</sup>の1999年に、特別調査委員会「市民参加の将来」<sup>(13)</sup>が設置された。この特別調査委員会の任務は、市民の自由意思による公益のための社会参加を促進する具体的な政策上の戦略及び措置を策定することであり、ボランティア活動全般が検討の対象とされた。検討の成果は、2002年6月3日の報告書「市民参加：将来の市民社会に向けて」<sup>(14)</sup>にとりまとめられた。

報告書によれば、ドイツの市民のうち34%(2200万人)が何らかの社会参加活動を行っている<sup>(15)</sup>。ここでいう市民参加とは非常に多岐にわたるもので、政治的な参加(地方自治、政党、労働組合等)、社会的な参加(福祉団体、宗教施設等)、団体や協会等の運営、公的な制度における参加(参審員、選挙立会人、学校PTA、消防・救急等)、

(11) 非軍事役務は労働市場に中立でなければならぬとされているが、非軍事役務により民間福祉施設の労働力の10%強が提供されていた。Gisela Jakob, „Freiwilligendienste in der Bürgergesellschaft“, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B9/2002, S.27.

(12) 社会民主党(SPD)と緑の党の連立政権で、首相はゲルハルト・シュレーダー(Gerhard Schröder)であった。

(13) Enquete-Kommission „Zukunft des Bürgerchaftlichen Engagements“. 特別調査委員会は、連邦議会議事規則第56条に基づき設置されるもので、多分野にわたる重要な問題に関する決定の準備を行う。特別調査委員会には、連邦議会に属さない専門家も、連邦議会議員と同等の権利をもって参加し、技術的、経済的、社会的な発展とその影響に関する情報を収集及び分析し、連邦議会に対して、政治的な決定のための提言を行う。Christian Heyer und Stephan Liening, *Enquete-Kommissionen des Deutschen Bundestages: Schnittstellen zwischen Politik und Wissenschaft*, 2. Auflage, Berlin: Deutscher Bundestag, 2004, S.6. 特別調査委員会「市民参加の将来」は、1999年12月15日に設置され、2002年7月1日まで計38回の会議が開かれた。同特別調査委員会には、11名の連邦議会議員及び11名の専門家が委員として所属していた。Michael F. Feldkamp et al., *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1994 bis 2003: eine Veröffentlichung der Wissenschaftlichen Dienste des Deutschen Bundestages*, Baden-Baden: Nomos, 2005, S.530.

(14) *Bericht der Enquete-Kommission „Zukunft des Bürgerchaftlichen Engagements“, Bürgerchaftliches Engagement: auf dem Weg in eine zukunftsfähige Bürgergesellschaft*, 2002, Deutscher Bundestag, Drucksache, 14/8900.

(15) *ibid.*, S.26. 1999年のボランティア調査(Freiwilligensurvey)結果に基づく数字。ボランティア調査は、連邦家族省の委託により、1999年から5年ごとに行われている標本調査である。2009年の調査結果によれば、36%の市民(2300万人)がボランティア活動を行っている。Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Hauptbericht des Freiwilligensurveys 2009*, S.5. ([http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/3\\_20Freiwilligensurvey-Hauptbericht,property=pdf,bereich=bmfsfj,sprache=de,rwb=true.pdf](http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/3_20Freiwilligensurvey-Hauptbericht,property=pdf,bereich=bmfsfj,sprache=de,rwb=true.pdf))

相互扶助（地域互助等）、自助（家庭及び保健の領域における失業者や移民等の自主組織活動）、企業の社会活動などを含む<sup>(16)</sup>。市民参加の特徴として、自由意思に基づくこと、利益を目的としないこと、公益性があること、公共の場所で行われること、協働して行われることが挙げられている<sup>(17)</sup>。

これらの市民参加が1990年代以降に政治的な注目を集めている要因として、国家活動の限界<sup>(18)</sup>、福祉の限界、社会国家の限界、社会運動の勃興、東欧革命<sup>(19)</sup>、個人主義<sup>(20)</sup>、通信技術の変化、グローバル化<sup>(21)</sup>が挙げられている<sup>(22)</sup>。個人がボランティア活動を行う動機にも変化があり、以前は組織に所属して継続的に行う活動が中心だったが、近年は、短期でプロジェクトに基づく活動が増えていると分析されている<sup>(22)</sup>。そして、国家、経済、社会の新しい関係の中で、市民参加が中心的な役割を果たすようになるとしている。

特別調査委員会は、このような社会的変化に対応して市民参加を促進するため、制度・組織、行政、住民参加、評価、ネットワーク、コーポレート・シチズンシップ<sup>(23)</sup>、寄付金の税制優遇、賠償責任保険、研究、市民参加への恒常的な取組みの各観点から様々な提言を行った<sup>(24)</sup>。

立法を通じた国家の役割に報告書が触れてい

る箇所では、市民参加は、市民による自主組織（Selbstorganisation）及び自由意思に基づいて行われるが、国家は、市民及び自主組織に社会参加を促すことができ、立法によって国家の規制と市民参加の自律性との均衡を見出すことがその任務であるとされている。これは、補完性の原則（Subsidiaritätsprinzip）であり、市民参加の組織が自身の規則でその目的を達成できないときに限り、国家による立法が意義を有し、必要とされる。そして、報告書は、市民参加に必要な法律の機能として、保護、不利益の補償、誘因、促進、実現の5つを挙げている<sup>(25)</sup>。

報告書がボランティア役務に触れている箇所では、ボランティア役務が改めて見直されている理由として、社会参加を学習する機会となること、将来的に徴兵と非軍事役務がなくなった場合にボランティア役務が非軍事役務を代替する可能性を秘めていることが挙げられている。

第14議会期には、市民参加に関する立法が15本あった<sup>(26)</sup>。そのうちの1つが、2002年の社会活動ボランティア年の助成に関する法律等を改正する法律<sup>(27)</sup>であった。改正の概要については、第II章で紹介する。

(16) *op.cit.* (14), S.27f. ボランティア役務は、これら社会参加の形態のうちの特別な形態である。

(17) *ibid.*, S.38.

(18) *ibid.*, S.42. 経済が大きく成長し豊かになっていった時代に、国家は多くのことを引き受けたが、現在その逆のことが進行し、国家は多くの任務により、身動きがとりにくくなっていること。

(19) *ibid.*, S.43. 東欧ブロックの崩壊は市民運動によるものであり、アクティブな市民が期待される状況になったこと。

(20) *ibid.*, S.43. 個人主義が進展した時代には、社会的紐帯や義務は自明なことではなくなり、意識して育まなければならないこと。

(21) *ibid.*, S.42ff.

(22) *ibid.*, S.335.

(23) 企業も社会を構成する一市民の義務を負うべきとする考え方。市民的義務とは、市民活動の支援だけでなく、環境問題等の社会問題に対応するため、企業活動を親社会的な方向で再構築することも含まれる。金森久雄編『有斐閣経済辞典；第4版』有斐閣、2002、p.422を参照。

(24) *op.cit.* (14), S.7ff.

(25) *ibid.*, S.282ff.

(26) *ibid.*, S.375ff.

(27) Gesetz zur Änderung des Gesetzes zur Förderung eines freiwilligen sozialen Jahres und anderer Gesetze (FSJ-Förderungsänderungsgesetz) vom 27. Mai 2002 (BGBl. I S.1667).

### 3 第15議会期以降

第15議会期(2002-2005)<sup>(28)</sup>では、連立与党の社会民主党(SPD)と緑の党に所属する議員が決議案「ボランティア役務の将来」<sup>(29)</sup>を提出し、この決議案は、2005年4月14日に連邦議会において採択された。決議では、市民参加の動機を高めるために、従来から培われてきた社会活動ボランティア年の制度をこれまで以上に拡充すること<sup>(30)</sup>、また、全世代のための新しいボランティア役務の制度を構築するためにモデルプロジェクトを行うこと等が連邦政府に対して要請された<sup>(31)</sup>。

第16議会期(2005-2009)<sup>(32)</sup>の2006年には、連邦政府が、社会活動ボランティア年の助成に関する法律の2002年改正について評価した報告書<sup>(33)</sup>を連邦議会に提出した。この報告書の勧告を受けて、それまで社会活動ボランティア年の助成

に関する法律と環境保護ボランティア年の助成に関する法律の2法に分かれていたものが、2008年に青少年ボランティア役務法という1つの法律に統合された。

また、連立与党のキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)とSPDが提出した決議案「市民参加の包括的な助成、実施及び評価」<sup>(34)</sup>が2009年3月19日に連邦議会にて採択された。決議では、それまでの市民参加の促進のための取組みが確認された。さらに、市民参加を一層具体的に促進し、目に見える議論とするために、連邦家族省の委託による専門家の市民参加に関する報告書を、連邦政府の意見を付して議会期ごとに連邦議会に提出することが、連邦政府に対して要請された<sup>(35)</sup>。

現在の第17議会期(2009-)<sup>(36)</sup>の2011年には、

(28) 第14議会期と同じくSPDと緑の党の連立政権で、首相はゲルハルト・シュレーダーであった。

(29) Antrag „Zukunft der Freiwilligendienste – Ausbau der Jugendfreiwilligendienste und der generationsübergreifenden Freiwilligendienste als zivilgesellschaftlicher Generationenvertrag für Deutschland“, Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/4395, 5175.

(30) それまでに総計30万人以上の青少年が社会活動ボランティア年又は環境保護ボランティア年としてボランティア役務を行っていた。2003～2004年には15,200人の青少年ボランティア役務の枠があったが、これを30,000人に増やすことができるとしている。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 15/4395, S.2.

(31) 連邦政府は、2007年7月に、連邦議会の決議による要請の検討結果を連邦議会に報告した(Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/6145)。連邦政府は、報告書の中で、2006年の青少年役務のための予算を増額して15,600人の枠を18,500人に増やしたと、2005年9月6日から連邦家族省の下で、モデルプロジェクト「全世代のためのボランティア役務(Generationsübergreifende Freiwilligendienste)」を2008年6月30日までの予定で行っていることを報告している。モデルプロジェクトには、2007年4月の時点で6,500人が、週20時間以上、3か月以上24か月以内の期間で参加している。また、このモデルプロジェクトは、連邦家族省の下に設置された委員会「市民社会に向けて(Impulse für die Zivilgesellschaft)」の2004年1月15日の報告書「ドイツにおけるボランティア役務及び非軍事役務の見通し(Perspektiven für Freiwilligendienste und Zivildienst in Deutschland)」においても提言されている。委員会「市民社会に向けて」は、連邦議会議員、連邦政府、州、地方自治体、関係団体の代表者約80人の委員から構成されていた。委員会は2003年5月20日に設置され、兵役がなくなった場合のボランティア役務及び非軍事役務のあり方について検討を行った。(http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/perspektiven\_f\_C3\_BCr-freiwilligendienste,property=pdf.pdf)

(32) キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)とSPDの大連立政権で、首相はアンゲラ・メルケル(Angela Merkel)であった。

(33) Evaluationsbericht über die Erfahrungen mit den neuen Gesetzen zur Förderung von einem freiwilligen sozialen Jahr bzw. einem freiwilligen ökologischen Jahr (FSJ-/FÖJ-Gesetze), Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/2191, S.50.

(34) Antrag „Bürgerschaftliches Engagement umfassend fördern, gestalten und evaluieren“, Deutscher Bundestag, *Drucksache* 16/11774, 12202.

(35) 2012年8月22日、連邦政府は、1300ページ以上に及ぶ第1次市民参加報告書「連帯責任の文化のために(Für eine Kultur der Mitverantwortung)」を閣議決定し、連邦議会に提出した。この報告書の重点テーマは、企業による市民参加活動であった。

前述のとおり、徴兵及び非軍事役務が停止された<sup>37)</sup>。徴兵及び非軍事役務は必要なときには再開できるように、廃止とされず、停止とされた<sup>38)</sup>。これを受け、青少年ボランティア役務を範とした連邦ボランティア役務法が制定され、この法律は2011年5月3日から施行されている<sup>39)</sup>。

連立与党のCDU/CSUと自由民主党(FDP)に所属する議員は、2011年2月9日に決議案「青少年ボランティア役務の強化—若者による社会参加の社会的評価及び促進」<sup>40)</sup>を提出し、この決議案は、同年3月24日に連邦議会で採択された。決議では、連邦による青少年ボランティア役務の助成額を増やすこと、積極的な広報を行うこと、青少年ボランティア役務が大学入学や職業教育において評価されるようにすること等が連邦政府に対して要請された。

さらに、連邦議会では、第15議会期以降、家族・高齢者・女性・青少年委員会の下に市民参加小委員会が設置されている。この小委員会は、市民参加に関わる法案の審査や、特別調査委員会「市民参加の将来」の勧告の実施に積極的に取り組んでいる。

以上のように、1999年以降の連邦議会において、市民参加やボランティア役務は常に重要なテーマであった。青少年ボランティア役務及び新しい連邦ボランティア役務の制度は、青少年が様々な社会経験を積む場として、また、社会

福祉の現場を支える制度として、様々な期待を担っていることが窺われる。

## II 青少年ボランティア役務法

第II章及び第III章では、ボランティア役務の根拠法である青少年ボランティア役務法(第II章)及び連邦ボランティア役務法(第III章)の概要を紹介するが、最初に、改めてボランティア役務の概要及び青少年ボランティア役務法が制定されるまでの社会活動ボランティア年の助成に関する法律の主要な改正を紹介したい。

### 1 ボランティア役務とは何か

ボランティア役務とは、法律に基づいて公的な助成を受ける通常1年間の社会福祉施設等における公益のための活動をいう。ボランティア役務は、労働関係でも職業訓練関係でもなく、労働政策上の手段でもない。ボランティア役務の期間、内容、任務及び目的並びに財政上及び組織上の枠組みは、法律で定められている。ボランティア役務は、様々なボランティア活動のうちの特別な形態である。

この制度の前身は、プロテスタント教会において1954年に始められた「ディアコニー社会奉仕年(das Diakonische Jahr)<sup>41)</sup>」という活動であった。この活動は、戦後、ディアコニー施設にお

36) CDU/CSUと自由民主党(FDP)の連立政権で、首相はアンゲラ・メルケルである。連邦政府は、2010年10月6日「国家ボランティア戦略(Nationale Engagementstrategie der Bundesregierung)」を決定した。この戦略は、市民参加を支援する枠組みを示し、各省庁の市民参加活動を支援する措置を調整することを目的とする。

37) Gesetz zur Änderung wehrrechtlicher Vorschriften 2011 vom 28. April 2011 (BGBl. I S.678).

38) 渡辺富久子「【ドイツ】徴兵制を停止」『外国の立法』No.248-1, 2011.7, pp.14-15.

〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050662\\_po\\_02480107.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050662_po_02480107.pdf?contentNo=1)〉

39) ただし、連邦ボランティア役務の制度は、2011年7月1日から本格的に実施された。

40) Antrag „Für eine Stärkung der Jugendfreiwilligendienste – Bürgerschaftliches Engagement der jungen Generation anerkennen und fördern“, Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/4692.

41) ディアコニーとは、プロテスタント教会において、社会で困っている人々に福音をもたらすための支援や対応等の社会奉仕活動である。ドイツディアコニー協会(Diakonie Bundesverband)のウェブサイトを参照。〈<http://www.diakonie.de/index.htm>〉

ける社会奉仕活動のための労働力が不足し<sup>(42)</sup>、若い女性<sup>(43)</sup>に1年間の社会奉仕活動と呼び掛けたことから始まった。ディアコニー社会奉仕年の目的には、当初から、施設における労働力不足を補うこと、及び若者にその後の人生に必要な教育を与えることの2つがあった。<sup>(44)</sup>

職業訓練を受ける者は社会保険に加入し、その両親は児童手当を受給する。これに対し、社会奉仕活動を行う若者にはそのような恩恵が何もなく。そのため、社会奉仕活動を行う者と職業訓練を受ける者を同等に扱うために、1964年、社会活動ボランティア年の助成に関する法律が制定された。同法は、また、社会奉仕活動を行う決断を容易にし、社会奉仕活動を行う者が安い労働力として搾取されることを防止することを目的としていた。法律は、あくまでも社会活動ボランティア年の法的な助成の枠組みであり、その活動のあり方に影響を与えようとするものではない<sup>(45)</sup>。

## 2 社会活動ボランティア年を助成する法律の 主要な改正

社会活動ボランティア年を助成する法律と同様の趣旨を有する法律として、1993年に環境保護ボランティア年の助成に関する法律が制定され、青少年による環境分野の1年間のボランティア活動も助成を受けられることになった。同法の制定と同時に、社会活動ボランティア年の助成に関する法律も改正され、欧州内の外国における1年間のボランティア役務も助成対象となった。

社会活動ボランティア年を助成する法律は、2002年に大幅に改正された。その際の主要な改正点は、①ボランティア役務の分野として、スポーツ、文化及び文化財保存の分野が追加されたこと、②ボランティア役務の期間は、従来、最長12か月までとされていたが、18か月までに延長されたこと、③従来、ボランティア役務を行う者（以下「ボランティア」）については17歳以上27歳未満とされていたが、義務教育を修了すれば、ボランティア役務に参加できることになったこと、これにより、15歳又は16歳の者も参加できるようになったこと、④ボランティア役務の終了時に、原則として成績証明書（Zeugnis）が発行されることになったこと、⑤従来、欧州内の外国におけるボランティア役務には助成が行われてきたが、欧州外の外国におけるボランティア役務に対しても助成が認められるようになったこと、⑥兵役拒否者として認定された者が、非軍事役務に代えて12か月のボランティア役務を行う選択肢が新たに設けられたことである。<sup>(46)</sup>

2008年には、前述のように、社会活動ボランティア年の助成に関する法律と環境保護ボランティア年の助成に関する法律が統合され、青少年ボランティア役務法が新たに制定された（2008年6月1日施行）。

## 3 青少年ボランティア役務の概要

次に、この青少年ボランティア役務法に基づく現在の青少年ボランティア役務の制度の概要

(42) 1950年代、1960年代は高度経済成長期であり、社会全体で労働力が不足していた。藁谷友紀「2章 経済発展と構造変化」大西健夫編『ドイツの経済：社会的市場経済の構造』早稲田大学出版部、1992、pp.31-32。

(43) 当初は18～36歳の女性を対象としていたが、その後若年層の男女に広がった。文部科学省委託調査『諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書』2007。の志水武史「第3章 Ⅲ. ドイツ」のp.141を参照。1964年までに総計9,000人の若者がディアコニー社会奉仕年に参加し、そのうち男性は10%であったとされている。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 4/2138, S.1。

(44) Bericht der Kommission Impulse für die Zivilgesellschaft „Perspektiven für Freiwilligendienste und Zivildienst in Deutschland“, Berlin, 2004, S.22。

(45) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 12/4716, S.9。

(46) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/7485, 8634。

を紹介する。同法は、国内及び外国における青少年ボランティア役務を定めているが、ここでは、国内における青少年ボランティア役務に限定して紹介する。

青少年ボランティア役務は、青少年の学習能力を促進するものであり、法律の要件を満たす青少年ボランティア役務は、助成を受ける。助成は、青少年ボランティア役務の実施に伴う苛酷及び不利益の除去に資する。青少年ボランティア役務は、社会活動ボランティア年及び環境保護ボランティア年をいう。(第1条)

青少年ボランティア役務は、義務教育を修了した27歳未満の者が行うことができる。

ボランティアは、収入の意図を持たずに、職業教育の制度外で、通常雇用(フルタイム)に相当するボランティア役務を行う。期間は、6か月以上18か月以下であるが、教育的な理念(Konzept)による理由がある場合には、特例として24か月まで延長することができる。(第2条、第5条及び第8条)

青少年ボランティア役務は公益施設で行われる。役務は、社会活動ボランティア年においては、福祉施設、児童・青少年支援施設、医療施設、文化施設及び文化財保存施設又はスポーツ施設における補助的な業務とし、環境保護ボランティア年においては、持続可能性に係る教育等の自然保護及び環境保護の分野の施設における補助的な業務とする。(第3条及び第4条)

青少年ボランティア役務の実施のために、所管の州の官庁により、運営主体(Träger)が認定される。運営主体として認定されるのは、福祉団体、宗教法人、地方自治体及び州法に基づ

く公法上の法人などである<sup>(47)</sup>。青少年ボランティア役務は、これらの運営主体に所属する個別の施設(以下「受入事業所(Einsatzstelle)」)において行われる。運営主体は、青少年ボランティア役務の実施に責任を持ち、ボランティアに対して教育的な支援(pädagogische Begleitung)を行う。また、運営主体は、ボランティアと受入事業所の仲介者として、応募者の中からボランティアを選考し、青少年ボランティア役務の期間や遵守事項等についてボランティアと契約を締結する。(第10条及び第11条)

#### 4 青少年ボランティア役務におけるボランティアに対する給付

ボランティアは、以下の給付を受ける。

##### (1) 小遣い(Taschengeld)

一般年金保険の保険料算定限度額<sup>(48)</sup>の6%(2012年は336ユーロ/月)を上限とした小遣いが支給される(第2条)。その額は、ボランティアと運営主体又は受入事業所との間で個別に取り決めることになっており、実際の平均額は上限額の約半額である<sup>(49)</sup>。

##### (2) 無償の宿泊及び食事

無償の宿泊及び食事、必要に応じて作業衣が支給される。これに相当する金銭が給付される場合もある。(第2条)

##### (3) 児童手当

ボランティアが25歳未満である場合には、その両親は、児童手当及び児童税額控除を受けることができる。(第9条)

##### (4) 社会保険

ボランティアは、青少年ボランティア役務

(47) 2003/2004年には、社会活動ボランティア年の運営主体として連邦で313の団体が、環境保護ボランティア年の運営主体として49の団体が活動していた。例えば、プロテスタント教会、カトリック教会、ドイツ赤十字社、ドイツ社会福祉団体(Paritätischer Wohlfahrtsverband)などに属する団体である。op.cit. (33), S.44ff.

(48) 保険料算定限度額以上の所得は、保険料算定の基礎とならない。

(49) 2003/2004年に社会調査・社会政策研究所(Institut für Sozialforschung und Gesellschaftspolitik)が行った調査によれば、当時の上限額は309ユーロであったのに対し、平均の小遣い額は、社会活動ボランティア年においては185ユーロ、環境保護ボランティア年においては150ユーロであった。

を行う間、一般年金保険、労災保険、疾病保険、介護保険及び雇用保険に加入する。保険料の算定基礎は、小遣いに現物給付（宿泊及び食事）の価額又はそれに代わる現金給付を加えた額である<sup>50)</sup>。（第9条）

(5) 休暇

ボランティアには、24日/年の休暇が与えられる<sup>51)</sup>。（第13条）

(6) 教育的な支援

ボランティアは、社会的、文化的、異文化的な能力（異文化を理解する能力）を向上させ、公益に対する責任感を育てるための教育的な支援を受ける。教育的な支援には、受入事業所における専門的な指導、運営主体による個人的な対応及び研修がある。研修には、初期研修、中期研修、修了研修があり、それぞれ5日以上行われ、12か月のボランティア役務の場合には、25日以上の研修が義務づけられている。これは、ボランティア役務が青少年にとって初めての社会経験となる場合が多いことを考慮したものである。（第5条）

(7) 成績証明書

ボランティアは、青少年ボランティア役務の修了時に、運営主体に対して、青少年ボランティア役務の種類及び期間、期間中の実績及び素行を記載した文書による成績証明書を要求することができる。成績証明書には、青少年ボランティア役務の職業資格に結び付く特徴も記載しなければならない。（第11条）

## 5 青少年ボランティア役務の費用負担

青少年ボランティア役務法は、社会法典などの連邦法に基づく助成を定めているため、連邦が立法権限を有する。しかし、事務を所掌するのは州であり（基本法第30条<sup>52)</sup>）、各州の社会・厚生を担当する省が所管している。それゆえ、青少年ボランティア法の細則は州が定めている。

法律では、財源については触れられていない。連邦は事務を所掌しないことから、その財政上の権限も有しない（基本法第104a条第1項<sup>53)</sup>）。しかし、連邦は、児童・青少年計画（Kinder- und Jugendplan）<sup>54)</sup>という児童・青少年支援のための交付金から、教育的な支援のための費用を助成している。従来、社会活動ボランティア年の助成はボランティア1人当たり72ユーロ/月、環境保護ボランティア年の助成は153ユーロ/月であったが、2011年7月1日から、社会活動ボランティア年・環境保護ボランティア年ともに200ユーロ/月に増額された。

小遣い、宿泊・食事・作業衣、社会保険の保険料（雇用主負担及び被用者負担とも）に必要な費用は、運営主体又は受入事業所が負担する。この費用負担のうち、どの程度州からの助成を受けられるかについては、各州の助成の条件によって異なっている。また、助成を受ける必要性は、受入事業所の対価収入などによっても異なる。一般的に、環境保護ボランティア年の運営主体の方が規模が小さく、また対価収入も少ないことから、環境保護ボランティア年の方が社会活動ボランティア年よりも州からの助成に依

<sup>50)</sup> Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Der Bundesfreiwilligendienst von A bis Z*, Berlin, 2012.

<sup>51)</sup> *ibid.*

<sup>52)</sup> 基本法第30条は、基本法が連邦の任務として定めていないものについては、州がその事務を所掌する旨を定めている。

<sup>53)</sup> 基本法第104a条第1項は、連邦及び州は、それぞれが所掌する事務のために生ずる費用を別々に負担する旨を定めている。

<sup>54)</sup> Richtlinien über die Gewährung von Zuschüssen und Leistungen zur Förderung der Kinder- und Jugendhilfe durch den Kinder- und Jugendplan des Bundes (KJP) vom 16. Januar 2012 (GMBL S.142) に基づく。

存している。

## 6 参加者

社会活動ボランティア年としてボランティア役務を行う者の数は、その導入以来、着実に増えており、1970年代終わりには年間約1,000人であったが、1980年代終わりには6,000人を超え、1990年代終わりには1万人に達した<sup>55)</sup>。

1993年には環境保護ボランティア年の助成に関する法律が制定され、2004/2005年の社会活動ボランティア年の参加者は23,793人、環境保護ボランティア年の参加者は1,790人であった。2011/2012年の社会活動ボランティア年の参加者は44,527人、環境保護ボランティア年の参加者は2,588人となっている<sup>56)</sup>。

## Ⅲ 連邦ボランティア役務法

徴兵及び非軍事役務の停止に伴い、2011年に連邦ボランティア役務法が制定され、連邦ボランティア役務の制度が導入された。この制度の概要は、ほぼ、青少年ボランティア役務と同様である。連邦ボランティア役務法の制定に際しては、青少年ボランティア役務を拡充すればよいだけで、新しい制度は不要であるとの議論もあったが、類似の競合的な制度が導入された理由は、非軍事役務のために設置されていた連邦非軍事役務庁の人員と予算を廃止してよいかどうか問題とされたからである。また、青少年ボランティア役務を拡充すると州の財政負担が大きくなるという問題もあった。

法案の理由書<sup>57)</sup>には、連邦が立法権限を有する根拠が記載されている。それによれば、徴兵及び非軍事役務は停止するが、必要に応じて再開

されなければならない。そのために、非軍事役務のための連邦の組織や非軍事役務が行われる福祉施設等におけるポストも、今後も一定程度確保しておく必要がある。また、基本法第74条第1項<sup>58)</sup>第7号により、連邦は、公的扶助(öffentliche Fürsorge)の分野で立法権限を有しており、この範疇に含まれる青少年育成(Jugendpflege)を、非軍事役務のための制度維持を通じて行うとしている。

連邦政府は、連邦ボランティア役務の導入に際し、義務的な役務でないこと、女性や中高年齢者も参加できるようになったことを特に強調している。以下に、連邦ボランティア役務の制度の概要を紹介する。

### 1 連邦ボランティア役務の概要

連邦ボランティア役務は生涯学習を促進するものであり、男女が公益のために、特に、社会的・環境的・文化的な分野及びスポーツ・外国人統合・民間人保護・防災の分野で活動する。(第1条)

連邦ボランティア役務は、義務教育を修了した者が行うことができる。

ボランティアは、収入の意図を持たずに、職業教育の制度外で、ボランティア役務を行う。27歳未満の者は通常雇用に相当するボランティア役務を行うこととし、27歳以上の者にとっては、週に20時間を超える短時間雇用に相当するボランティア役務とすることも可能である。期間は、通常、6か月以上18か月以下であるが、教育的な理念による理由がある場合には、特例として24か月まで延長することができる。(第2条及び第3条)

連邦ボランティア役務は、公益施設で行われ、児童・青少年支援施設、福祉、医療及び介護、

<sup>55)</sup> *op.cit.* (33), S.50.

<sup>56)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/9247, S.8.

<sup>57)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/4803, S12f. 連邦政府により提出された法案であった。

<sup>58)</sup> 基本法第74条第1項は、連邦と州が競合して立法権限を有する分野を掲げている。

障害者支援、文化及び文化財保存、スポーツ及び外国人統合施設並びに民間人保護及び防災の施設並びに環境保護施設における補助的な業務とする。また、連邦ボランティア役務は、労働市場に対して中立的でなければならず、労働市場に影響を与えるものであってはならない。(第3条)

ボランティアは、連邦の官庁により認定された受入事業所において連邦ボランティア役務を行う。ここでいう連邦の官庁は、連邦家族・高齢者・女性・青少年省の下で連邦家族・市民社会問題庁(Bundesamt für Familie und zivilgesellschaftliche Aufgaben)であり、同庁は、連邦非軍事役務庁を改称したものである。非軍事役務法に基づき非軍事役務の雇用機関として認定されていた事業所は、連邦ボランティア役務のための受入事業所として認定されたものとみなされる<sup>59)</sup>。(第6条)

連邦ボランティア役務の導入に当たっては、連邦ボランティア役務の方が青少年ボランティア役務よりも連邦からの助成額が多いため、新制度が既存の青少年ボランティア役務の存続を脅かすのではないかという懸念があった。そのため、連邦ボランティア役務と青少年ボランティア役務のボランティアの人数が同数となるか、青少年ボランティア役務におけるボランティアの数の方が連邦ボランティア役務のボランティアの数を上回るような工夫がされた。すなわち、受入事業所は、連邦ボランティア役務のボランテ

ア1人を得るためには、その前に青少年ボランティア役務のボランティアを1人使用しなくてはならない、というものである。このために、受入事業所及び運営主体は、その上部機構として中央本部(Zentralstelle)を組織し<sup>60)</sup>、この中央本部が連邦ボランティア役務と青少年ボランティア役務のボランティアの人数配分を調整する(第7条)。このため、従来の青少年ボランティア役務の受入事業所は、連邦ボランティア役務の受入事業所として連邦家族・市民社会問題庁に認定されなければならない、従来の非軍事役務の雇用機関は、青少年ボランティア役務の受入事業所として州の官庁に認定された運営主体による認定を受けなければならない。

連邦ボランティア役務及び青少年ボランティア役務の人数は、当初、それぞれ35,000人とすることが目標とされている。連邦は、毎年、3億5千万ユーロの助成でボランティア役務の助成を行う。そのうち1億ユーロは青少年ボランティア役務の助成であり、2億5千万ユーロが連邦ボランティア役務の助成である<sup>61)</sup>。

ボランティアは、連邦との契約に基づいてボランティア役務を行う。(第8条)

## 2 連邦ボランティア役務におけるボランティアに対する給付

ボランティアは、小遣い、無償の宿泊・食事・作業衣、児童手当及び児童税額控除<sup>62)</sup>、社会保険、

59) 認定された非軍事役務のポストは約17万存在し、これらは自動的に連邦ボランティア役務のためのポストとなる。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6411, S.8f.

60) 現在、ドイツ赤十字社、連邦労働者福祉連盟(Arbeiterwohlfahrt Bundesverband)、ドイツ・カリタス連盟など18の中央本部が組織されている。これらの中央本部に属さない受入事業所のためには、連邦家族・市民社会問題庁が中央本部となる。連邦家族・市民社会問題庁のウェブサイトを参照。〈<http://www.bundesfreiwilligendienst.de/fuer-einsatzstellen/zentralstellen.html>〉

61) 連邦政府のウェブサイトを参照。〈<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2011/05/2011-05-16-bundesfreiwilligendienst-startet-infokampagne.html?nn=429728>〉

62) 当初はこの規定はなかったが、EUの徴収指令(2010/24/EU)を国内法化し租税規則を改正する法律(連邦法律公報第I部2011年2592頁)により、連邦児童手当法第2条及び第20条並びに所得税法第32条が改正されて、25歳未満のボランティアの両親は、児童手当及び児童税額控除を受けることができるようになった。連邦児童手当法の規定は、2011年1月1日に遡って施行された。所得税法の規定は、2011年12月14日に施行された。

休暇について、青少年ボランティア役務と同様の給付を受ける。また、ボランティアは、青少年ボランティア役務の場合と同様に、成績証明書を取得する。(第2条及び第11条)

連邦ボランティア役務においても、教育的な支援が行われる。教育的な支援には、受入事業所における専門的な指導と研修がある。研修は、12か月のボランティア役務の場合には、25日以上だが、ボランティアが27歳以上の場合には、適切な範囲の参加でよいとされている(第4条)。研修の実施は、第一義的には連邦が責任を負っているが、連邦は、研修の実施を中央本部に委託した。

### 3 連邦ボランティア役務の費用負担

連邦は、教育的な支援のために、ボランティア1人当たり200ユーロ/月を助成する。その他の費用は受入事業所が負担するが、小遣い及び社会保険の保険料のために支払った額のうち、25歳未満のボランティアには1人当たり250ユーロ/月、25歳以上のボランティアには1人当たり350ユーロ/月を上限として、連邦から償還を受けることができる。(第17条)

### 4 課題及び参加者

多くの大学等の高等教育機関において、アビトゥーア(大学入学資格試験)に合格した後に青少年ボランティア役務を行うと、大学入学許可を有利に得られる規定がある<sup>(63)</sup>。今後は、連邦ボランティア役務も、このように大学や職業教育の籍を得る際に有利に考慮されることが望まれている。

また、従来、徴兵制における兵役及び非軍事役務による収入は課税を免除されていたため、ボランティア役務による収入も衡平性の観点から課税がなされてこなかった。徴兵がなくなったことに伴い、連邦財務省は、当初、ボランティア役務による収入に課税することを計画した<sup>(64)</sup>。これに対して社会福祉団体などから反対の声が上がり、2013年租税法案では、小遣いは非課税のままとされた<sup>(65)</sup>。無償の宿泊及び食事は課税対象とされたが、ボランティア役務以外の収入が所得税の課税最低限を超えなければ課税されない。

連邦ボランティア役務は当初、応募者が少ないのではないかと懸念されたが、様々なキャンペーン等が功を奏して、2011年7月以降2011年中に連邦ボランティア役務を開始した者は28,249人、2012年第1四半期に開始した者は9,269人であり、既に目標としていた35,000人を超えている(2012年3月13日現在)。また、2012年2月29日現在の連邦ボランティア役務のボランティアの年齢構成は、27歳未満が26,045人、37歳以上50歳以下が5,966人、51歳以上60歳以下が3,890人、60歳を超える者が1,895人となっていて、若者を中心として、様々な世代のボランティアが参加している。<sup>(66)</sup>

参考までに、青少年ボランティア役務と連邦ボランティア役務を比較した表を掲げる。

### おわりに

経済が大きく成長する時代が終わり、国家や

(63) アビトゥーアに合格しても、学部の定員により、すぐに大学に入学できない場合がある。その場合、入学許可を待つ間にボランティア役務を行う若者が多い。

(64) Referentenentwurf eines Jahressteuergesetzes 2013. <[http://www.bundesfinanzministerium.de/nr\\_82/DE/BMF\\_\\_Startseite/Aktuelles/Aktuelle\\_\\_Gesetze/Referentenentwuerfe/06-03-2012-Jahressteuergesetz2013\\_\\_Anlage,templateId=raw,property=publicationFile.pdf](http://www.bundesfinanzministerium.de/nr_82/DE/BMF__Startseite/Aktuelles/Aktuelle__Gesetze/Referentenentwuerfe/06-03-2012-Jahressteuergesetz2013__Anlage,templateId=raw,property=publicationFile.pdf)>

(65) Bundesrat, *Drucksache*, 302/12.

(66) *op.cit.* (56), S.4.

表 青少年ボランティア役務と連邦ボランティア役務の比較

	青少年ボランティア役務	連邦ボランティア役務
根拠法	青少年ボランティア役務法	連邦ボランティア役務法
参加者数（当初目標）	35,000 人	35,000 人
年齢	義務教育修了～27 歳未満	義務教育修了～
回数	1 回	5 年以上の間隔で何回でも可
労働時間	通常雇用相当	27 歳未満は通常雇用相当；27 歳以上は 20 時間～/週の短時間雇用相当も可
分野	児童・青少年支援、青少年育成、福祉、医療、文化、文化財保存、スポーツ、自然保護、環境保護	児童・青少年支援、福祉、医療、介護、障害者支援、文化、文化財保存、スポーツ、外国人統合、民間人保護、防災、自然保護、環境保護
外国における役務	可	不可
運営主体	州の官庁に認定された福祉団体、宗教法 人、公法上の法人等	ドイツ連邦共和国（連邦家族・市民社会 問題庁）。中央本部が介在する。
受入事業所	州の官庁に認定された運営主体に認定さ れた事業所	連邦家族・市民社会問題庁による認定さ れた事業所
ボランティアの契約相手	州の官庁に認定された運営主体	連邦
助成額	(連邦) 200 € / 月 (教育的な支援) (州) 州により異なる	(連邦) 200 € / 月 (教育的な支援) 250 € / 月 (～25 歳小遣い及び社会保険) 350 € / 月 (25 歳～小遣い及び社会保険)

(出典) 社会生活協会 (Verein für soziales Leben) のウェブサイトを参照して筆者作成。

(<http://www.bundesfreiwilligendienst.de/fsj-freiwilliges-soziales-jahr/unterschiede-fsj-bfd>)

経済の在り方がこれまでと大きく異なってきた中、ドイツでは、ボランティアによる活動が社会において重要になると見られており、国家、経済、社会の新しい関係が模索されている。この問題に対する連邦議会の 10 年以上にわたる継続的な取組みからも、他人のために自発的に行動するということが、ドイツにおいていかに重要であるか、同時にいかに自然なことでもあるか、ということがわかる。

青少年ボランティア役務と連邦ボランティア役務は、両者とも、教育的な機能を担っている。多くの場合、ボランティア役務は、学校と大学、学校と職業訓練の間の時期に行われ、若者が将来の方向性を見極めるためにも有益となる制度である。また、青少年がボランティア活動を経験することにより、その後再びボランティア活動を行う志向が芽生えることも重視されている。連邦ボランティア役務においては、定年を迎えた

者が年金生活に移行するステップとすることもできる。また、連邦政府は、長期失業者がこのようなボランティア役務を行うことによって、就職に有利となる能力を獲得できる可能性をも見ているほか<sup>67)</sup>、移民の背景を持つ若者のためにも、ボランティア役務は推奨されている。

ボランティア役務は、決して社会福祉施設の負担軽減に資するためのものではないとされているが<sup>68)</sup>、社会福祉施設にとっても、連邦や州の助成を受けることのできるこの制度の意味は大きいであろう。また、この制度により、国家、地域社会、公益活動、ボランティアのそれぞれが負担をして社会を形成していくという意識が市民の中に浸透する意義も大きいであろう。ボランティア役務は、市民の活力が活かされる社会づくりの一方策として興味深い制度であると言えよう。

(わたなべ ふくこ)

(67) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/8668, S.2.

(68) *op.cit.* (56), S.2.

# 青少年ボランティア役務の助成に関する法律

## Gesetz zur Förderung von Jugendfreiwilligendiensten (Jugendfreiwilligendienstegesetz - JFDG)

海外立法情報課 渡辺 富久子訳

### 第1条 助成の要件

- (1) 青少年ボランティア役務は、青少年の学習能力 (Bildungsfähigkeit) を促進するものであり、市民参加の特別な形態である。第2条から第8条までに定める要件を満たし、第10条の規定により認定された運営主体が役務を実施する場合には、青少年ボランティア役務は助成を受ける。助成は、この法律にいう青少年ボランティア役務の実施に伴う苛酷及び不利益の除去に資する。
- (2) この法律にいう青少年ボランティア役務は、社会活動ボランティア年及び環境保護ボランティア年とする。

### 第2条 ボランティア

- (1) この法律において、ボランティアとは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  1. 収入の意図を持たずに、職業教育の制度外で、通常雇用に相当するボランティア役務を行うこと。
  2. 第11条の規定による合意に基づき、6か月以上24か月以下の期間、役務を行う義務を負うこと。
  3. 役務のために、無償の宿泊、食事及び作業衣並びに適切な小遣いを受け、又は宿泊、食事及び作業衣に代えてこれに相当する金銭給付のみを受けることができること。適切な小遣いとは、一般年金保険の保険料算定限度額 (社会法典第6編第159条<sup>(1)</sup>) の

6%を上回らない額とする。

4. 義務教育を修了し、かつ、27歳未満であること。
- (2) 第10条の規定により認定された青少年ボランティア役務の運営主体において外国における青少年ボランティア役務を行うための準備をし (準備役務)、準備役務に対してこの法律が定める給付のみを受け、準備役務の他に有償の労働 (Tätigkeit) を行わず、かつ、第1項第2号及び第4号の要件を満たす者もボランティアとする。

### 第3条 社会活動ボランティア年

- (1) 社会活動ボランティア年においては、公益のための施設、特に、福祉施設、学校外の青少年教育及び青少年育成活動のための施設を含む児童施設及び青少年支援施設、医療施設、文化施設及び文化財保存施設又はスポーツ施設において、教育目的に沿って主に補助的な業務を全日行うものとする。
- (2) 社会活動ボランティア年においては、教育的な支援を行う。教育的な支援は、社会的、文化的及び異文化的な能力を向上させ、並びに公益に対する責任感を育成することを目的として、第10条の規定により認定された青少年ボランティア役務の運営主体の中央の本部が実施する。

### 第4条 環境保護ボランティア年

- (1) 環境保護ボランティア年においては、持続

\* Jugendfreiwilligendienstegesetz vom 16. Mai 2008 (BGBl. I S.842), das durch Artikel 30 des Gesetzes vom 20. Dezember 2011 (BGBl. I S.2854) geändert worden ist. 訳文中 [ ] 内の語句は、訳者が補ったものである。

(1) Beitragsbemessungsgrenze. 一定額以上の所得部分は、保険料算定の基礎とならない。

可能性に係る教育等の自然保護及び環境保護の分野の施設において、教育目的に沿って主に補助的な業務を全日行うものとする。

- (2) 環境保護ボランティア年においては、教育的な支援を行う。教育的な支援は、社会的、文化的及び異文化的な能力を向上させ、並びに公益に対する責任感を育成することを目的として、第10条の規定により認定された青少年ボランティア役務の運営主体の中央の本部が実施する。環境保護ボランティア年においては、自然及び環境のための有益な行動を促進するために、特に、持続可能性に配慮した自然及び環境との交わりを強化し、環境意識を養うものとする。

#### 第5条 国内における青少年ボランティア役務

- (1) 国内における社会活動ボランティア年及び環境保護ボランティア年は、原則として連続する12か月間行うものとする。第10条の規定により認定された同一の運営主体における役務の期間は、6か月以上とし、役務の総期間は、合わせて18か月まで延長することができる。運営主体は、教育上の理念の枠組において、期間を3か月以上の部分に分割して青少年ボランティア役務を提供することができる。
- (2) 教育的な支援は、受入事業所における教育目的に沿ったボランティアの専門的な指導、運営主体の教育担当者及び受入事業所による個人的な対応並びに研修を含む。初期研修、中期研修及び修了研修は、それぞれ5日間以上行うものとする。研修の総期間は、12か月の青少年ボランティア役務においては、25日以上とする。役務が12か月を超えて合意又は延長された場合には、役務期間が1か月延長されるごとに研修日数を1日以上加える。研修の期間は、役務の期間とみなす。[研修への]参加は、義務とする。研修の内容構

成及び実施は、ボランティアに適切なものとする。

- (3) 社会活動ボランティア年及び環境保護ボランティア年は、合わせて18か月までを限度とし、各6か月以上の期間をもって、一方の活動に引き続き他方の活動を行うことができる。この場合において、個別の役務の研修日数は、第2項の規定による。
- (4) 認定された運営主体及び受入事業所は、この法律に基づく青少年ボランティア役務の実施に関する合意 (vertragliche Vereinbarung) を締結する。その合意においては、運営主体及び受入事業所が、特にボランティアの社会的能力、人格形成並びに学習能力及び就労能力 (Beschäftigungsfähigkeit) の促進等役務の目的を共同で達成する方法を定める。

#### 第6条 外国における青少年ボランティア役務

- (1) この法律に定める社会活動ボランティア年又は環境保護ボランティア年は、外国においても行うことができる。
- (2) 外国における青少年ボランティア役務は、全日で、第2条第1項第1号の規定による役務として、期間を中断しないで行うものとする。外国における青少年ボランティア役務については、別段の定めがない限り、第5条の規定を準用する。外国における社会活動ボランティア年には、特に、平和及び調停のための役務を含む。外国における青少年ボランティア役務においては、次の第1号から第3号までの基準に従って、教育的な支援を行う。
1. 教育的な支援が、第10条の規定により認定された運営主体により行われること。
  2. 青少年ボランティア役務の準備のための教育的な支援及び外国における役務の間の教育的な支援が、教育的措置 (研修又は教育的な行事) の形態で、受入事業所における専門的な指導及び受入事業所又は運営主

体の教育担当者による個人的な対応により行われること並びに教育的措置の内容構成及び実施がボランティアに適切なものであること。

3. 12か月の外国における青少年ボランティア役務においては、教育的措置の総期間が5週間以上であること。

教育的な支援は、ドイツ連邦共和国における4週間以上の準備研修及び1週間以上の事後研修により行うものとする。運営主体が外国において原則として2週間以内の中期研修を行うことができる場合には、準備研修の期間はそれに応じて短縮される。教育的措置の期間は、役務の期間とみなす。[教育的措置への]参加は、義務とする。

- (3) 役務の実施に関する合意は、第11条第1項に規定する要件に従って運営主体と締結し、その内容を構成しなければならない。第11条第2項は適用しない。外国への派遣の最長期間は、12か月とする。

### 第7条 青少年ボランティア役務の組合せ

運営主体は、国内及び外国における青少年ボランティア役務を、連続して18か月までの間、3か月以上の国内役務及び3か月以上12か月以内の外国役務の組合せにより提供することができる。役務の実施に関する合意は、期間の全体について、第11条第1項の規定により運営主体と締結し、その内容を構

成しなければならない。第11条第2項の規定は、適用しない。教育的な支援は、第6条の条件に従って行い、中期研修は、国内において行うこともできる。12か月未満の役務又は12か月を超える役務については、第5条第2項の規定を準用する。

### 第8条 期間に関する特例

特別な教育上の理念による理由がある場合には、第5条及び第7条の規定による青少年ボランティア役務の期間は、特例として24か月まで延長することができる。第6条の規定による外国役務については、第14条の条件に従って、本条第1文の規定を適用する。

### 第9条 助成

社会活動ボランティア年及び環境保護ボランティア年は、次に掲げる法令の規定に従って助成する。

1. 連邦公務員及び連邦の裁判官のための特別休暇に関する政令第3条（特別休暇）<sup>(2)</sup>
2. 労働裁判所法第2条第1項第8号（裁判所の管轄）<sup>(3)</sup>
3. 所得税法第32条第4項第1文第2号b及びd（児童の考慮）<sup>(4)</sup>
4. 負担調整法第265条第2項第3文第2号（負担調整）<sup>(5)</sup>
5. 社会法典第3編第27条第2項第2文第1号、第150条第2項第1文第2号及び第

(2) 連邦公務員及び連邦の裁判官のための特別休暇に関する政令第3条は、公務員が社会活動ボランティア年及び環境保護ボランティア年のために、24日の特別休暇を与えられる旨を定めている。

(3) 労働裁判所法第2条第1項第8号は、労働裁判所が社会活動ボランティア年若しくは環境保護ボランティア年の運営主体又は受入事業所及びボランティアとの間の民事訴訟を管轄する旨を定めている。

(4) 児童税額控除の対象は18歳未満の子であるが、所得税法第32条第4項第1文第2号b及びdは、ボランティア役務を行う25歳未満の者も子として考慮される旨を定めている。

(5) 65歳以上又は稼得不能の戦争犠牲者は、戦争被害年金を受給する。戦争犠牲者が死亡した場合には、その配偶者が戦争被害年金を受給することができる。負担調整法第265条第2項第3文第2号は、3人以上の16歳未満の子を一人で扶養する女性は稼得能力がないとみなすが、青少年ボランティア役務を行う27歳未満の者も子として考慮される旨を定めている。

- 344条第2項（労働促進）<sup>(6)</sup>
6. 社会法典第4編第20条第3項第1文第2号（社会保険掛金）<sup>(7)</sup>
  7. 社会法典第7編第67条第3項第1文第2号b及びc並びに第82条第2項第2文（法定労災保険）<sup>(8)</sup>
  8. 連邦戦争犠牲者援護法第33b条第4項第2文第2号d及び第45条第3項第1文c（戦争犠牲者援護における児童付加金及び遺児年金）<sup>(9)</sup>
  9. 連邦児童手当法第2条第2項第1文第2号b及びd（児童手当）<sup>(10)</sup>
  10. 社会法典第4編第10条第1項（雇用場所）<sup>(11)</sup>
  11. 社会法典第5編第7条第1項第1文第2号及び第10条第2項第3号（医療保険）<sup>(12)</sup>
  12. 社会法典第6編第5条第2項第3文及び第48条第4項第1文第2号b及びc（年金保険）<sup>(13)</sup>
  13. 社会法典第11編第25条第2項第3号（介護保険）<sup>(14)</sup>
  14. 公共道路交通サービスにおける負担調整に関する命令第1条第1項第2号h（道路交通における特別料金）<sup>(15)</sup>
  15. 公共鉄道交通サービスにおける負担調整に関する命令第1条第1項第2号h（鉄道交通における特別料金）<sup>(16)</sup>

- 
- (6) 所得の少ない者は雇用保険への加入を免除されるが、社会法典第3編（労働促進）第27条第2項第2文第1号は、ボランティア役務を行う者は、所得が少ないものとみなさない旨を定めている。同法第150条第2項第1文第2号及び第344条第2項は、失業手当の給付額は、直前1年間の雇用保険加入義務のある雇用による収入が考慮されるが、雇用保険加入義務のある雇用に続けてボランティア役務を行った場合には、このボランティア役務の期間を考慮しない旨を定めている。
- (7) 社会法典第4編（社会保険通則）第20条第3項第1文第2号は、ボランティア役務の場合には、使用者のみが社会保険の掛金を拠出する旨を定めている。
- (8) 社会法典第7編（法定労災保険）第67条第3項第1文第2号b及びc第82条第2項第2文は、ボランティア役務を行う27歳未満の子が遺児年金を受給する旨を定めている。同法第82条第2項第2文は、ボランティア役務期間中の事故の場合には、その方が有利であるときは、ボランティア役務の前の雇用による収入に基づいて給付が行われる旨を定めている。
- (9) 連邦戦争犠牲者援護法第33b条第4項第2文第2号dは、重度の戦争犠牲者が受給する児童付加金について、ボランティア役務を行う27歳未満の子についても保障される旨を定めている。同法第45条第3項第1文cは、遺児年金について同様のことを定めている。
- (10) 連邦児童手当法第2条第2項第1文第2号b及びdは、ボランティア役務を行う25歳未満の子について児童手当が支給される旨を定めている。
- (11) 社会法典第4編（社会保険通則）第10条第1項は、青少年ボランティア役務を行う者の雇用場所は、運営主体が住所を有する場所とする旨を定めている。
- (12) 所得の少ない者は法定医療保険への加入を免除されるが、社会法典第5編（法定医療保険）第7条第1項第1文第2号は、青少年ボランティア役務を行う者は、所得が少ないものとみなさない旨を定めている。同法第10条第2項第3号は、ボランティア役務を行う25歳未満の子は、保険による給付を受けることができる旨を定めている。
- (13) 所得の少ない者は法定年金保険への加入を免除されるが、社会法典第6編（法定年金保険）第5条第2項第3文は、ボランティア役務を行う者は、所得が少ないとみなされない旨を定めている。同法第48条第4項第1文第2号b及びcは、ボランティア役務を行う27歳未満の子が遺児年金を受給する旨を定めている。
- (14) 社会法典第11編（介護保険）第25条第2項第3号は、ボランティア役務を行う25歳未満の子は、保険による給付を受けることができる旨を定めている。
- (15) 教育を受ける者（Auszubildende）を輸送する公共道路交通サービスの事業者は負担調整を受けるが、公共道路交通サービスにおける負担調整に関する政令第1条第1項第2号hは、教育を受ける者に、ボランティア役務を行う者が含まれる旨を定めている。
- (16) 教育を受ける者を輸送する公共鉄道交通サービスの事業者は負担調整を受けるが、公共鉄道交通サービスにおける負担調整に関する政令第1条第1項第2号hは、教育を受ける者に、ボランティア役務を行う者が含まれる旨を定めている。

16. 兵役拒否者の非軍事役務に関する法律第14c条（認定された兵役拒否者）<sup>(17)</sup>

### 第10条 運営主体 (Träger)

(1) 次の各号に掲げる組織は、この法律に定める国内における社会活動ボランティア年の運営主体として認定を受ける。

1. 民間福祉団体全国協議会 (Bundesarbeitsgemeinschaft der freien Wohlfahrtspflege) に所属する団体及びその支部

2. 公法上の法人の地位を有する宗教団体

3. 地方自治体 (Gebietskörperschaften)、及び州法に基づく他の公法上の法人

(2) 州の所管の官庁は、この法律に定める国内における社会活動ボランティア年の他の運営主体及び環境保護ボランティア年の運営主体として、第2条、第3条又は第4条及び第5条の規定に適合する [ 青少年ボランティア役務の ] 実施を保障する施設を認定することができる。

(3) 次の各号に掲げる要件をすべて満たす法人は、この法律に定める外国における社会活動ボランティア年及び外国における環境保護ボランティア年の運営主体として認定を受ける。

1. 第6条又は第7条に定める措置を実施し、外国における役務のためにボランティアを準備し、派遣し及び対応すること。

2. 外国での経験を証明し、当該経験に基づいて任務を長期的に遂行し、法律に基づく義務を行うことを保障すること。

3. 租税法第51条から第68条<sup>(18)</sup>までに定める税制上の優遇措置の目的の達成に専ら及び直接に寄与すること。

4. ドイツ連邦共和国に住所を有すること。

(4) 州の所管の官庁は、第2項又は第3項に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、この法律に定める運営主体の認定を撤回しなければならない。当該認定は、他の重大な理由により、特に、遵守事項に違反する行為があった場合にも、撤回することができる。

(5) 社会活動ボランティア年の助成に関する法律又は環境保護ボランティア年の助成に関する法律に基づいて運営主体が受けた認定は、影響を受けない。

### 第11条 合意 (Vereinbarung)、証明書 (Bescheinigung)、成績証明書 (Zeugnis)

(1) 青少年ボランティア役務の認定された運営主体及びボランティアは、青少年ボランティア役務の開始前に、文書による合意を締結する。合意書には、次の各号の事項をすべて記載しなければならない。

1. ボランティアの氏名、生年月日及び住所  
2. 青少年ボランティア役務の運営主体及び受入事業所の名称

3. ボランティアが青少年ボランティア役務の義務を負う期間及び役務を事前に終了する場合の規定

4. 青少年ボランティア役務の実施中この法律の規定を遵守すべき旨

5. 運営主体の認定決定又は法定認定に関する事項

6. 宿泊、食事、作業衣及び小遣いのための現金給付及び現物給付の種類及び額

7. 休暇日数

8. 役務の目的及びこれを達成するための主要な措置

(2) 第1項の規定による合意は、受入事業所が宿泊、食事、作業衣及び小遣いのための現金

(17) 兵役拒否者の非軍事役務に関する法律第14c条は、兵役拒否者が青少年ボランティア役務を行う場合には、非軍事役務に徴用されない旨を定めている。

(18) 租税法第2部（納税）第3節（租税優遇の目的）（第51条～第68条）

給付及び現物給付を自らの費用で引き受けるという内容で、認定を受けた運営主体、使用事業者及びボランティアとの間の共通の合意としても締結することができる。運営主体は、ボランティア及び第三者に対するこの義務の履行について、連帯保証人と同様の責任を負う。

- (3) 運営主体は、ボランティアに対して、役務の終了後に、証明書を発行する。第1項第2文第4号及び第5号の規定を準用し、証明書には、特に役務の期間を記載しなければならない。
- (4) ボランティアは、青少年ボランティア役務の終了時に、運営主体に対して、青少年ボランティア役務の種類及び期間を記載した文書による成績証明書を要求することができる。受入事業所は、成績証明書の作成に適切に関与するものとし、第11条第2項の場合には、受入事業所の了解を得て成績証明書を作成しなければならない。成績証明書には、要求に応じて、役務期間中の実績及び素行を記載しなければならない。その際、成績証明書には、青少年ボランティア役務の職業資格に結びつく特徴を記載しなければならない。

## 第12条 データ保護

青少年ボランティア役務の運営主体は、第9条に掲げる助成のために必要な場合に限り、第11条第1項第2文の規定による個人データを収集し及び加工することができる。データは、青少年ボランティア役務の終了後に消去しなければならない。

## 第13条 労働法、労働安全法の規定の適用

この法律に定める青少年ボランティア役務における業務については、労働安全に関する規定及び連邦休暇法を準用する。業務の遂行

において与えた損害について、ボランティアは被用者と同様の責任を負う。

## 第14条 外国への派遣の最長期間の不適用

第6条第3項第3文及び第7条第1文で定める外国派遣についての12か月の最長期間は、2009年1月1日以降に実施される派遣においては適用しない。ただし、EU規則No.883/2004<sup>(19)</sup>がその後施行される場合には、この限りでない。この場合には、EU規則No.883/2004の施行日を基準とする。役務の最長期間、追加的な研修日数及び24か月以内で役務を延長する可能性については、国内役務に関する規定を準用する。

## 第15条 経過規定

- (1) 社会活動ボランティア年の助成に関する法律及び環境保護ボランティア年の助成に関する法律に基づくボランティア役務で、この法律の施行前に合意又は開始されたものには、旧法の規定を引き続き適用する。ただし、関係者がこの法律の規定を適用する旨の合意をする場合には、この限りでない。社会活動ボランティア年の助成に関する法律又は環境保護ボランティア年の助成に関する法律に基づいて既に行ったボランティア役務は、24か月の最長期間に算入しなければならない。
- (2) 連邦の法律又は命令においてこの法律に定める青少年ボランティア役務が引用される場合には、第1項第1文の規定に基づき社会活動ボランティア年の助成に関する法律又は環境保護ボランティア年の助成に関する法律の規定が引き続き適用される役務についても、これらの法令を適用する。

(わたなべ ふくこ)

(19) Regulation (EC) No.883/2004 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the coordination of social security systems. (OJ L166, 30.4.2004, p.1).

# 連邦ボランティア役務に関する法律

Gesetz über den Bundesfreiwilligendienst (Bundesfreiwilligendienstgesetz - BFDG)

海外立法情報課 渡辺 富久子訳

## 第1条 連邦ボランティア役務の任務

連邦ボランティア役務においては、男女が公益のために、特に、社会的、環境的及び文化的な分野において並びにスポーツ、外国人統合、民間人保護及び防災の分野において社会参加する。連邦ボランティア役務は、生涯学習を促進する。

## 第2条 ボランティア

この法律において、ボランティアとは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 義務教育を修了したこと。
2. 収入の意図を持たずに、職業教育の制度外で、通常雇用に対応するボランティア役務を行うこと、又は27歳以上の者にあつては週に20時間を超える通常雇用若しくは短時間雇用に対応するボランティア役務を行うこと。
3. 第8条の規定による合意に基づき、6か月以上24か月以下の期間、連邦ボランティア役務を行う義務を負うこと。
4. 役務のために、無償の宿泊、食事及び作業衣並びに適切な小遣いを受け、又は宿泊、食事及び作業衣に代えてこれに対応する金銭給付のみを受けることができること。適切な小遣いは、次の要件をすべて満たす額とする。
  - a) 一般年金保険の保険料算定限度額（社会法典第6編第159条）の6%を上回らないこと。

- b) 青少年ボランティア役務法に基づく青少年ボランティア役務を行い、かつ、同一の受入事業所で同等の業務を行う者の小遣いの額に相当するものであること。
- c) 短時間雇用に対応する役務の場合には、時間数の割合に応じて減額されること。
- d) 25歳未満で、かつ、所得税法第32条第6項の規定による控除を受けない者又は児童手当の請求権を有しない者の場合には、増額されること。

## 第3条 役務の分野および期間

- (1) 連邦ボランティア役務は、公益のための施設、特に、学校外の青少年教育及び青少年育成活動のための施設を含む児童及び青少年支援施設、福祉、医療及び介護、障害者支援、文化及び文化財保存、スポーツ、外国人統合並びに民間人保護及び防災の施設、並びに自然保護及び持続可能性に係る教育等の環境保護の分野の施設において、主として補助的な業務を原則として全日行うものとする。連邦ボランティア役務は、労働市場に対して中立的でなければならない。
- (2) 連邦ボランティア役務は、原則として連続する12か月間行うものとする。役務の期間は、6か月以上18か月以下とする。特別な教育上の理念による理由がある場合には、期間は、特例として24か月まで延長することができる。教育上の理念の枠組において、期間を3か月以上の部分に分割して行うことが

\* Gesetz über den Bundesfreiwilligendienst (Bundesfreiwilligendienstgesetz - BFDG) vom 28. April 2011 (BGBl. I S.687). 訳文中[ ]内の語句は、訳者が補ったものである。

できるものとする。分割した部分の総期間及び複数回行った連邦ボランティア役務の総期間は、27歳以下の者においては、第2文及び第3文の規定による総期間を上回ってはならず、27歳を超えた者においては、第2文及び第3文の規定による期間を複数回行う場合には、それぞれの間に5年以上の間隔を空けなければならない。及び青少年ボランティア役務法に基づく青少年ボランティア役務は、この総期間に算入しなければならない。

#### 第4条 教育的な支援

- (1) 連邦ボランティア役務においては、社会的、環境的、文化的及び異文化的な能力を向上させ、並びに公益に対する責任感を育成することを目的として、教育的な支援を行う。
- (2) ボランティアは、受入事業所において、専門的な指導を受けるものとする。
- (3) 連邦ボランティア役務の期間中、研修への参加は義務とする。研修の期間は、役務の期間とみなす。研修の総期間は、12か月の連邦ボランティア役務においては、25日以上とし、27歳以上のボランティアにあっては、必要な範囲で研修に参加するものとする。役務が12か月を超えて合意又は延長された場合には、役務期間が1か月延長されるごとに研修日数を1日以上加える。12か月未満の役務の場合には、研修の日数は、1月につき2日減ぜられる。研修の内容構成及び実施は、ボランティアに適切なものとする。
- (4) ボランティアは、第3項の規定による研修において、5日間の政治教育の研修に参加する。この研修において政治的な問題を扱う際には、一方的な意見のみを表明してはならない。授業は、役務従事者がある特定の政治的方向にとって利益又は不利益となるような影響を受けることのないように、全体を構成しなければならない。

- (5) 研修、特に政治教育の研修は、青少年ボランティア役務又は志願兵役を行う者のための研修と共同で実施することができる。

#### 第5条 外国における他の役務

非軍事役務法第14b条第3項の規定による外国における他の役務の運営主体、企画及び派遣計画の既存の認可並びに新規の認可については、[この法律の]影響を受けない。

#### 第6条 受入事業所 (Einsatzstellen)

- (1) ボランティアは、認定された受入事業所において連邦ボランティア役務を行う。
- (2) 次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、受入事業所は、申請により、連邦の所管の官庁により認定を受けることができる。
  1. 特に学校外の青少年教育及び青少年育成活動のための施設を含む児童施設及び青少年支援施設、福祉、医療及び介護、障害者支援、文化及び文化財保存、スポーツ、外国人統合並びに民間人保護及び防災の施設並びに自然保護及び持続可能性に係る教育等の環境保護の分野の施設において事業を行うこと。
  2. この法律の規定によるボランティアの雇用、監督及び対応を保障すること。
  3. ボランティアに対して個人的及び専門的な指導を行い、資格を有する職員がその監督及び対応をすること。

認定は、人員ポストを特定して与えられる。認定には遵守事項を課すことができる。
- (3) 2011年4月1日現在で非軍事役務法第4条の規定により認定された非軍事役務の雇用機関及び役務の人員ポストは、第2項の規定により認定された受入事業所及びポストとみなす。
- (4) 第2項に掲げる要件のいずれかがなかった場合又はなくなった場合には、認定を取り消

し又は撤回しなければならない。当該認定は、他の重大な理由により、特に、遵守事項に違反する行為があった場合又は所定の期限が遵守されなかった場合にも、撤回することができる。

- (5) 受入事業所は、法律で定める任務又は合意により生じる任務を、運営主体又は中央本部に、その了解を得て委任することができる。これは、第8条第1項の規定による提案に含まれなければならない。

### 第7条 中央本部 (Zentralstellen)

- (1) 運営主体及び受入事業所は、中央本部を組織することができる。中央本部は、所属する運営主体及び受入事業所が連邦ボランティア役務を適正に実施するよう、配慮を行う。連邦家族・高齢者・女性・青少年省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、中央本部を組織するための最低要件、特に中央本部の組織に必要な受入事業所及び運営主体の数、規模及び地理的分布についての最低要件を定める<sup>(1)</sup>。
- (2) 連邦の所管の官庁は、全国規模の運営主体 (bundeszentraler Träger) に所属していない受入事業所及び運営主体のために、その求めに応じて、独自の中央本部を設置する。
- (3) 受入事業所はすべて、一又は複数の中央本部に所属するものとする。
- (4) 中央本部は、所属する受入事業所に対して、特に運営主体への所属並びにボランティアのための教育的な支援の構成及び運営に関する遵守事項を定めることができる。
- (5) 所管の官庁は、毎年の予算法の施行後、可能な限り1月31日までに、中央本部に対して、当該年の8月から当該中央本部の所管において使用可能なボランティアの人員ポスト

の数を通知する。中央本部は、その責任において、所属する運営主体及び受入事業所に対して、地域的に適切な人数を割り当てる。中央本部は、人数の割当に際して、遵守事項を課することができる。

### 第8条 合意

- (1) 連邦及びボランティアは、連邦ボランティア役務の開始前に、ボランティア及び受入事業所の共同の提案に基づいて、文書による合意を締結する。合意書には、次の各号の事項をすべて記載しなければならない。
1. ボランティアの氏名、生年月日及び住所、未成年者の場合には養育権者の住所及び法定代理人の同意
  2. ボランティアについて、所得税法第32条第6項の規定による控除又は児童手当の請求権の存否
  3. 受入事業所の名称、当該受入事業所が運営主体に所属している場合には、当該運営主体の名称
  4. ボランティアが連邦ボランティア役務の義務を負う期間及び役務関係を事前に終了する場合の規定
  5. 連邦ボランティア役務の実施中この法律の規定を遵守すべき旨
  6. 現金給付及び現物給付の種類及び額
  7. 休暇及び研修の日数
- (2) 受入事業所は、法律で定める任務又は合意により生じる任務を、運営主体又は中央本部に、その了解を得て委任することができる。これは、第1項の規定による提案に含まれなければならない。
- (3) 受入事業所は、所属する中央本部と協議して、連邦の所管の官庁に提案を提出する。中央本部は、第7条第5項の規定による使用可

(1) Verordnung über die Mindestanforderungen für die Bildung einer Zentralstelle des Bundesfreiwilligendienstes (Zentralstellenverordnung) vom 20. Juli 2011 (BGBl. I S.503).

能な人員ポストを確保する。連邦の所管の官庁は、ボランティア及び受入事業所、必要に応じて運営主体及び中央本部に対して合意の締結について報告し、又は合意の締結が困難である理由を通知する。

## 第9条 責任

- (1) ボランティアの故意又は過失により生じた損害について、損害を与えた行為が連邦の要求により行われた場合には、連邦が責任を負う。この場合に限り、ボランティアは、連邦に対し、損害を受けた者の請求に係る損害賠償の責任の免除を要求することができる。
- (2) ボランティアは、業務の遂行において生じた損害について、被用者と同様の責任を負う。

## 第10条 ボランティアの手続参加

ボランティアは、受入事業所、運営主体、中央本部及び連邦の所管の官庁に対して自らの利害を代弁する代表 (Sprecher) を選任する。連邦家族・高齢者・女性・青少年省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、その選任手続を定める。

## 第11条 証明書 (Bescheinigung)、成績証明書 (Zeugnis)

- (1) 受入事業所は、ボランティアに対して、役務の修了後に、行った役務についての証明書を発行する。証明書の写しは、連邦の所管の官庁に送付する。
- (2) ボランティアは、ボランティア役務の終了時に、受入事業所により、ボランティア役務の種類及び期間を記載した文書による成績証明書を取得する。成績証明書には、役務期間中の実績及び素行を記載しなければならない。その際、成績証明書には、連邦ボランティア役務の職業資格に結び付く特徴を記載しなければならない。

## 第12条 データ保護

受入事業所、中央本部及び運営主体は、この法律の実施に必要な場合に限り、第8条第1項第2文の規定による個人データを収集し、加工し及び利用することができる。データは、連邦ボランティア役務の終了後に消去しなければならない。

## 第13条 労働法、労働安全法及びその他の規定の適用

- (1) この法律に定める連邦ボランティア役務における業務については、労働安全に関する規定、少年労働安全法及び連邦休暇法を準用する。
- (2) 社会保険法に (sozialversicherungsrechtlich) 明文の規定がない場合に限り、連邦ボランティア役務について、青少年ボランティア役務法に基づく青少年ボランティア役務に適用される社会保険法の規定を準用する。その他の事項については、次の規定を準用する。
  1. 特別休暇令第3条
  2. 連邦戦争犠牲者援護法第45条第3項第1文c
  3. 公共道路交通サービスにおける負担調整に関する命令第1条第1項第2号h
  4. 公共鉄道交通サービスにおける負担調整に関する命令第1条第1項第2号h

## 第14条 連邦の所管の官庁

- (1) この法律の実施は、別段の定めがない限り、連邦固有事務とみなす。連邦非軍事役務庁は、[この法律の]実施に関する事務を掌り、独立の連邦上級官庁として「連邦家族・市民社会問題庁 (Bundesamt für Familie und zivilgesellschaftliche Aufgaben)」(以下「連邦庁」)と改称し、連邦家族・高齢者・女性・青少年省にこれを置く。
- (2) 連邦庁には、他の事務を委任することができる。

**第15条 連邦ボランティア役務に関する審議会**

- (1) 連邦家族・高齢者・女性・青少年省に連邦ボランティア役務に関する審議会を置く。審議会は、連邦ボランティア役務の問題に関して、連邦家族・高齢者・女性・青少年省に対して諮問を行う。
- (2) 審議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
1. ボランティアの連邦代表7名以下
  2. 中央本部の代表者7名以下
  3. プロテスタント教会及びカトリック教会の代表者各1名
  4. 労働組合及び雇用者団体の代表者各1名
  5. 州の代表者4名
  6. 地方自治体の連合組織（kommunale Spitzenverbände）の代表者1名
- (3) 連邦家族・高齢者・女性・青少年省は、原則として4年の任期で審議会の委員を任命する。第2項各号に掲げる者は、その提案を行うものとする。第2項第1号の規定による委員は、現にその役務に従事する者を任命しなければならない。各委員について、本人の代理を任命する。
- (4) 審議会の会議は、連邦家族・高齢者・女性・青少年相が指名する代表者が招集し、これを主宰する。

**第16条 [この法律による]任務の委任**

受入事業所、中央本部及び運営主体は、そ

の了解により、[この法律による]任務の委任を受けることができる。これにより生ずる費用は、適切な範囲内において償還されることができる。

**第17条 費用**

- (1) ボランティアが宿泊、食事及び作業衣又はこれらに相当する金銭給付を受ける場合には、受入事業所が、連邦の代わりにその費用で当該給付を行う。受入事業所は、ボランティアの雇用により生ずる事務に要する費用を負担する。
- (2) 小遣いが合意で定められている場合には、受入事業所は、連邦に代わりボランティアに対して小遣いを支払う。受入事業所は、社会保険の加入義務、事業主証明義務及び支払義務を負う。受入事業所は、ボランティアの教育的な支援に要する費用を負担する。
- (3) 受入事業所は、計上された予算の範囲内において、小遣い、社会保険保険料及び教育的な支援に要する費用の償還を受ける。連邦家族・高齢者・女性・青少年省は、連邦財務省の了解を得て、統一的な償還限度額を定める。教育的な支援に要する費用に対する補助金の額は、国内における社会活動ボランティア年に関する連邦の指針により定めるものとする。

(わたなべ ふくこ)